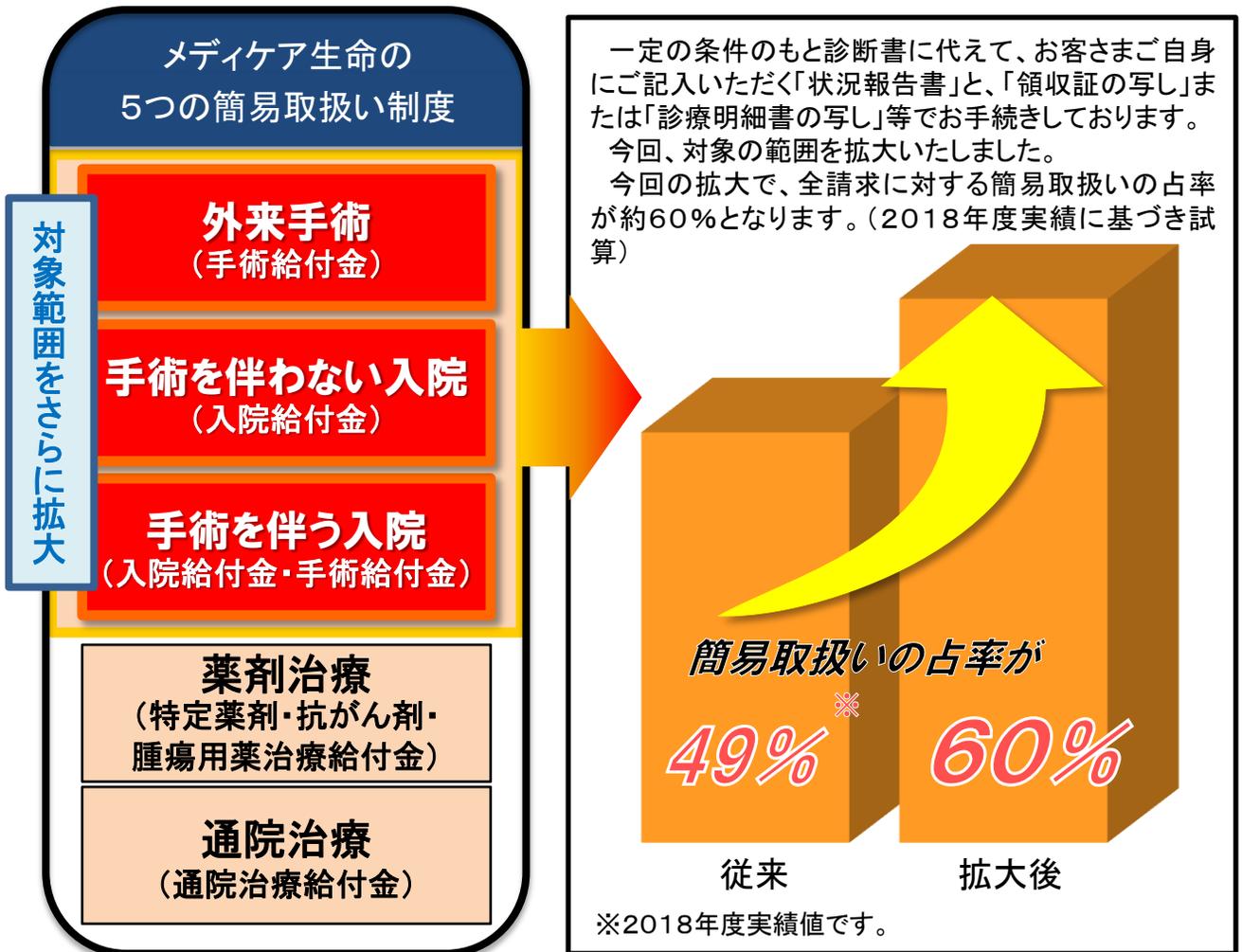


給付金請求のお手続きがさらに便利になりました！

メディケア生命保険株式会社(本社:東京都江東区、取締役社長:石原 拓己)は、これまで入院給付金、手術給付金、通院治療給付金、抗がん剤治療給付金等の薬剤治療の給付金について、お客様の診断書取得や費用等のご負担を軽減するため、一定の条件のもと診断書ご提出の省略が可能な簡易取扱い制度を実施してまいりました。

2019年9月30日より、さらなるお客様サービスの向上を図るため、外来手術、手術を伴わない入院、手術を伴う入院の簡易取扱いの範囲を拡大いたしました。



お取扱いの可否や必要書類等の詳細につきましては、下記メディケア生命コールセンターに
お問い合わせください。

今後も、多様化するお客様のニーズを的確にとらえ、常にシンプルさとわかりやすさを意識
しながら、お客様に選んでいただける保険商品やサービスの開発に取り組んでまいります。